

八潮市教育大綱における主な取り組み変更箇所

平成30年2月27日
八潮市総合教育会議
資料3

【基本目標 1】 確かな学力と自ら学ぶ力の育成	
本文	子どもたち一人ひとりの夢の実現を図るためには、小中一貫教育の推進により全ての児童生徒の基礎基本の学力の定着はもとより、家庭学習の習慣を身につけることが必要です。国、県、市の学力調査の検証結果をもとに指導法を改善します。きめ細かな教育を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化します。
変更点 (主な取組)	・ 一人ひとりに合わせた学習指導と生活に困る家庭の小中高生の学習支援 ⇒ 個に応じた学習指導と生活に困る家庭の小中高生の学習支援 ・ 義務教育9年間の切れ目ない学習の充実 ⇒ 学習塾との連携事業の充実
【基本目標 2】 豊かな心と健やかな体の育成	
本文	子どもたち一人ひとりが思いやりの心、協力し合う心、正義感、忍耐力、想像力、考える力などを身につけ、多くの人と豊かな関わりをもつ教育を推進します。また、健康の保持・増進、体力の向上に努めます。子どもたちの心安らぐ場である家庭は基本的な生活習慣を学ぶ場であることから、関係機関と連携して家庭教育の充実を図ります。
変更点	— (なし)
【基本目標 3】 人権を尊重する教育の推進	
本文	私たちは、基本的人権を尊重し、明るい社会を築く責務を有しています。特に、いじめを「うまな、見のがさない、ゆるさない」教育を推進し、対応体制をつくります。また、同和教育をはじめとする人権教育を様々な機会をとらえて展開し、国籍、年齢、障がいの有無、性別等に捉われることなくあらゆる分野で活躍できる社会を目指します。
変更点	— (なし)
【基本目標 4】 夢を抱き次代を創造する青少年の育成	
本文	これからの社会を担う青少年には、社会に貢献し次代を創造する逞しさと豊かな人間性が求められます。夢を抱き自己実現を目指す社会人として活躍できるよう社会規範と確かな職業意識を育みます。 また、それぞれの課題や目的に応じた相談体制と青少年の健全な居場所づくりに努めます。
変更点	— (なし)
【基本目標 5】 郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進	
本文	本市には、先人が語り、謡い、踊り紡いできた貴重な伝統文化があります。文化を継承し、また、郷土を愛する心情や郷土で活躍する意識、地域の文化を創造する力は、あらゆる場で学ぶ中から育まれます。地域の人から学ぶ機会、郷土の歴史や文化にふれる機会を積極的に取り入れ、子どもたちや市民の学習を充実します。
変更点 (主な取組)	・ 八潮の歴史と文化を学ぶ市立資料館（南後谷）の充実 ⇒ 八潮の歴史と文化を学ぶ市立資料館の企画展、講座の充実 ・ 小中学生が郷土を学ぶ歴史入門講座などの開講 ⇒ 郷土を学ぶ歴史入門講座などの開講
【基本目標 6】 平和な社会づくり	
本文	近年、想像をこえる自然災害や国際化に伴い猛威を振るう感染症の拡大、テロリストによる破壊活動などにより、生活が脅かされる不安が高まっています。 本市は平成24年に「平和都市宣言」をしました。この宣言に基づき、市民一人ひとりの平和への願いを結集するとともに、安心して暮らせる社会の実現を目指します。
変更点 (主な取組)	・ (なし) ⇒ 平和教育の充実 ・ やしお生涯学習館（鶴ヶ曽根）などで平和パネル展の開催 ⇒ やしお生涯学習館などで平和パネル展の開催

【基本目標 7】国際化、情報化社会に対応した教育の推進	
本文	政治、経済、文化などさまざまな分野でグローバル化が進む中、異なる考え方や価値観を持つ人々と共生していく人材を育成します。また、急速に発達したインターネットや多様なメディアの存在する情報化社会において、子どもたちや市民が、正しい判断力を持って、安全かつ有効に情報を活用する情報モラルを身に付けることを促します。
変更点 (主な取組)	・インターネットによる問題の防止や解決のための児童生徒対象の講演会開催 ⇒ネットいじめやトラブル防止のための講演会・研修会の開催
【基本目標 8】助け合う地域社会づくり	
本文	町会自治会への加入率が年々低下するとともに、子ども会への参加も低下の一途をたどっています。地域に住む全ての人々が助け合い、協力し合うことは、防災・減災、防犯はもとより子どもたちの成長にとって重要です。 地域のコミュニティを高め、地域の一員として活動することを促します。
変更点	— (なし)
【基本目標 9】生涯にわたり楽しく学べる環境づくり	
本文	「人は学ぶことを忘れない限り老いない」と言われています。幅広い年代の学習ニーズを積極的に取り入れ、多様な学習機会を提供することが求められています。本市は平成3年に「生涯学習都市宣言」をしました。この宣言に基づき、生涯学習を推進するとともに、「誰でも」「いつでも」「どこでも」学べる環境をつくりまします。
変更点	— (なし)
【基本目標 10】スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり	
本文	本市は平成21年に「健康・スポーツ都市宣言」をしました。 この宣言に基づき、全ての子どもたちや市民が、自らの健康に関心を持ち、バランスのとれた食生活を心掛け、スポーツやレクリエーションなどに親しみ、心身ともに豊かな生活を送るための環境づくりに努めます。
変更点 (主な取組)	・ラジオ体操や「やさお毎日1万歩運動」の開催 ⇒ラジオ体操や健康マイレージ事業の推進
【基本目標 11】安全・安心な教育環境づくり	
本文	子どもたちや市民が学ぶ学校などの施設は、安全・安心で快適な環境でなければなりません。学校・地域・家庭の深いつながりを構築し、望ましい教育環境づくりを中長期的な展望に立って進めます。 また、子どもたちや市民が危機回避能力、危険予知能力を身につけるなど、機会をとらえた指導・啓発を行います。
変更点 (主な取組)	・学校建築物の計画的な大規模改修工事 ⇒地域とともにあるコミュニティ・スクールの推進 ・「自助」と「共助」の自主防災組織の支援 ⇒八潮こども防災マイスターの育成による防災教育の推進
【基本目標 12】望ましい学校教育環境づくり	
本文	平成26年9月、八潮市学校教育審議会から教育委員会に対し「八潮市の人口動態を踏まえた適正な学校配置について」とする答申がありました。この答申を受け、人口動態を踏まえた児童生徒数の偏在の解消や小中一貫教育の成果を一層充実させるため施設一体型や併設型の小中一貫教育校を視野に入れ、適正な学校配置を検討します。
変更点 (本文) (主な取組)	・【本文】・・・、適正な学校配置を検討します。 ⇒・・・、適正な学校配置計画を策定します。 ・— (なし) ⇒学習環境を改善する空調設備の設置 ・市定例教育委員会で適正な学校配置について協議し、それを踏まえて全庁的な問題として方向性を定めてまいります。 ⇒適正な学校配置計画の策定